

令和7年12月17日  
独立行政法人農畜産業振興機構  
畜産経営対策部肉用子牛課

肉用子牛補給金制度肉用子牛管理システムの構築及び牛マルキン・子牛申請システムの改修等業務に係る提案依頼書（案）に対する意見招請に対する回答について

肉用子牛補給金制度肉用子牛管理システムの構築及び牛マルキン・子牛申請システムの改修等業務に係る提案依頼書（案）に対する意見招請については、令和7年10月27日（月）から11月17日（月）の期間で意見を募集したところ、44件の意見がありました。

提出された意見等に対して、次項以降のとおり回答いたします。

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
1	5	I の 2 の(3)のク	3 行目と 4 行目に「生産者」という文言が表記されているが重複ではないか。	文言が重複しているため。	・重複のため以下のとおり修正します。 修正後：後段の「並びに生産者」を削除します。
2	6	I の 2 の(3)の参考 開発システムの開発遷移	「フェーズ 1 (R8 末)」「フェーズ 2 (R9 末)」とは、令和 8 年度末（令和 9 年 3 月末）、令和 9 年度末（令和 10 年 3 月末）という認識で良いか。	説明不足のため。	・「参考 関連システムの開発遷移」の表内の（ ）書きは、各年度末時点のシステム状況となります。下記のとおり修正します。 修正後：(R8 年度末)、(R9 年度末)
3	6	I の 2 の(3)の参考 開発システムの開発遷移	「フェーズ 2 (R9 末)」の右が「完了後 (R11 末)」で「R10」が抜けているのはなぜか。(R11 末) は (R10 末) の誤りではないか。	「R10」が抜けていたため。	・「参考 関連システムの開発遷移」の表内の完了後 (R11 末) の (R11 末) は誤りです。以下のとおり修正します。 修正後：完了後 (R10 年度末)
4	6	I の 2 の(3)の参考 開発システムの開発遷移	本件の本番稼働時期は「完了後 (R11 末)」のいつ頃を想定されているか。	本番稼働時期の記載がないため。	・子牛管理システムの稼働開始時期は、令和 10 年の 11 月～12 月を想定しております。 ・なお、履行期限までの業務計画は提案事項となりますので、企画提案時に

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
					履行期限までに稼働を開始できる計画をご提案ください。
5	7	4-(2)-ウ	<p>リモート保守方法はさまざまな形態での提案が予想され、必ずしもクラウド証明書に対応しているものとは限らないと思われます。</p> <p>ここは、リモート保守端末が特定されることが目的と考えますので、「特定の端末のみリモート保守できるように技術的な制約が可能なこと」でいかがでしょうか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のとおり要件を追加します。</li> </ul> <p>修正後：ア 特定の端末のみリモート保守ができるよう技術的な制約が可能なこと。</p>
6	9	IIの1	本委託業務では、受託者の利用負担は無いという前提で良いか。	牛マルキン・子牛申請システムの契約で調達したアカウントから発行される開発アカウントを利用するため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構から開発用アカウントを配付します。開発用アカウントの利用環境に係る通信費等は機構が負担します</li> <li>なお、受託業者が開発用に別途契約するAWS保守サポート費用及び別途契約したAWS環境で発生する経費は、全て受託業者の負担となります。</li> </ul>
7	9	IIの2の(1)	Gビズの認証機能について、仕様を提供して頂きたい。合わせて構築済の牛マルキンシステムの設計書も提供して頂きたい。	Gビズの認証機能についての記載がないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>Gビズの仕様については、デジタル庁のHPをご確認ください。</li> <li>構築済みの牛マルキン・子牛申請システム及び既存の牛マルキン管理シス</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
					テムの設計書等については、公告期間中に閲覧可能です。
8	9	2-(5) 帳票出力及び自動保存	帳票の保存先は、クラウドストレージなどデータベースサーバー以外の選択肢も考えられます。 「データベースサーバー等もしくはクラウド上のストレージ」でいかがでしょうか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のとおり修正します。 修正後：データベースサーバー等又はクラウド上のストレージに自動保存されること。</li> </ul>
9	10	IIの2の(7)	(7)の「ステータス」とは人ではなく場所（飼養地が県内、県外）を表す何らかの状態フラグと考えて良いかどうか。	ステータスの概念が不記載のため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステータス更新は個体情報の「保留確認日」の入力、変更及び削除を想定しています。</li> <li>移動元と移動先で照会、更新を可能とするためにシステムプログラム内の状態フラグが変化するか否かについては、提案内容により異なると思料します。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
10	10	IIの2の(7)	(7)の見出し、「～の開発複数県」改行が抜けているのではないか。	文章のつながりがおかしく改行漏れの可能性があるため。	・タイトル部分の改行が抜けておりました。以下のとおり修正します。 修正後 タイトル：（7）県外移動牛の管理機能の開発 本文：複数県に農場を持つ契約生産者が、～以下略
11	10	IIの2の(8)	(8)の[5年置き]は「5年おき」の誤りかと思われる。	誤字の可能性があるため。	・誤植のため以下のとおり修正します。 修正後：5年ごと
12	10	IIの2の(8)	(8)の「個体登録及び販売・異動報告」について「保留」の文言を入れた方が良いのではないか。	子牛補給金制度の報告業務には、販売・保留・異動があるため。	・保留報告を追加します。以下のとおり修正します。 修正後：販売、異動及び保留報告の情報を
13	10	IIの2の(9)	既存システムの申請・承認フロー機能の転用・統合について、既存システムにバグがあった場合の改修するのは開発会社か受注業者か。	役割分担が不明確なため。	・牛マルキン・子牛申請システムの瑕疵担保期間に判明した不具合については、開発業者が改修を行います。 ・瑕疵担保期間経過後の子牛管理システムとの連携のために必要な機能に係る不具合については、新たに構築する管理機能との連携が可能となるよう受託業者の責任で改修を実施してください。

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
					<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、瑕疵担保期間経過後の牛マルキン・子牛申請システム全体に係る不具合が判明した場合は、本委託業務の受託業者、牛マルキン・子牛申請システムの開発業者及び保守業者とで改修範囲、業務分担を協議のうえ対応することとします。</li> </ul>
14	10	IIの2の(9)	既存システムの申請・承認フロー機能の転用・統合について、必要に応じて再構築をすることも可能かどうか。	統合することでシステムの複雑化、保守性の低下が予想される場合があるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連システムとの将来的な統合に向けた開発を目的としていることから、既存の申請・承認フローを転用・統合が可能な子牛管理システムを設計してください。</li> <li>連携のための一部改修は認めますが、既存の申請・承認フローに替わるプログラムを新たに構築し直すことは認めません。</li> </ul>
15	10	IIIの2の(2)のク(キ)	「5年置き」は「5年おき」の誤りかと思われる。	誤字の可能性があるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤植のため以下のとおり修正します。 修正後：5年ごと</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
16	11	IIの2の (11)	「機構のマスタデータ」とは具体的に何を指しているのかご教示いただきたい。	具体的なマスタ情報を知りたいため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムには無いデータとなります。</li> <li>・受託者からの提案及び設計によりますが、機構あて公文書の作成機能に用いる機構代表者名、生産者積立金の出納機能における機構の口座情報、お知らせ欄機能の発信者情報等の項目を想定しております。</li> </ul>
17	11	IIの2の (11)	「全国統一機構管理用 ID」についての管理（データ入力・修正・削除）は機構側で行うのであって、指定協会側ではメンテナンスしないと考えて良いか。	運用に関する記載がないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴見のとおり、利用者側での管理は想定しておりません。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
18	11	IIの2の (11)	「契約生産者等のマスタデータベース」とは契約生産者、指定協会、機構のマスタデータ、個体登録情報、販売・保留・異動報告情報、負担金・交付金等の出入金情報等を「全国統一機構管理用 ID」を使って横断的に検索できる「個体登録マスタデータベース」の総称であって、現行のマスタデータやトランザクションデータを二重化して構築するものではない、と考えて良いか。	マスタデータベースの定義が明確でないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「契約生産者等のマスタデータベース」とは、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①契約生産者、指定協会、事務委託先（支所含む）及び機構のマスタデータベース</li> <li>②個体登録情報、販売・保留・異動報告情報、負担金・交付金等の出入金情報等を蓄積する個体情報マスタデータベース</li> <li>③全国統一機構管理用 ID のマスタデータベースを指します。</li> </ul> </li> <li>マスタデータベースの表記は上記の区分を明確化するため、以下のとおり修正します。</li> </ul> <p>修正後：契約生産者、指定協会、事務委託先（支所含む）及び機構のマスタデータベース 並びに～以下略</p>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
					<ul style="list-style-type: none"><li>マスタデータは現行システムの登録情報を行移行してください。トランザクションデータは、データベースの情報（状態）を維持するために必要がある場合は移行してください。</li></ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
19	11	IIの2の(11)	「マスタデータの更新機能」とはマスタデータベース上の「全国統一機構管理用 ID」を一括で更新する機能、という認識で良いか。	マスタデータベースの定義が明確でないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国統一機構管理用 ID とは契約生産者を経営（グループ）体別に管理するため経営体内の複数の契約生産者を取りまとめてナンバリングする ID です。</li> <li>・マスタデータの更新機能とは、各マスタデータを登録、編集、削除できる機能を指します。</li> </ul> <p>例) 契約生産者の住所を変更する機能 個体登録情報に販売報告日を登録する機能 など</p>
20	13	IIの3の(1)	アップロードした電子ファイル (PDF、JPEG) から文字おこしして「個体登録申込書、販売確認申出書/異動報告書等」の様式で出力する機能が必要なのかどうか。	電子ファイルから文字おこしが必要かどうかの記載がないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書上、文字起こし (OCR 機能) の実装は不要です。</li> <li>・なお、より良い提案として提案することは差し支えありません。</li> </ul>
21	13	IIの3の(5)	牛マルキン・子牛申請システムの操作説明書をベースに子牛申請システム操作説明書を作成して良いかどうか。	牛マルキン・子牛申請システムは完了後に子牛システムに組み込まれ無くなっているため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルも統一性を持たせるため、牛マルキン・子牛申請システムの操作説明書をベースに編集してください。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
22	14	IIの4の(2)	自動保存とは日次バッチ処理で自動的に作成した帳票を保存することを想定しているのか、それとも都度出力した帳票が自動保存されることを想定しているのか。	自動保存のタイミングが不記載のため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力の都度、出力した帳票が保存される仕組みを想定しています。</li> </ul>
23	15	IIの6の(1)	牛マルキン・子牛申請システムのイメージバックアップを保存できる仕組みを開発することは必要か。	牛マルキン・子牛申請システムは完了後（R11末）には無くなっているため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛マルキン・子牛申請システムのみのイメージバックを保存する仕組みの開発は不要です。</li> <li>子牛申請システムの機能を統合した子牛管理システムのイメージバックアップを保存できる仕組みは開発してください。</li> </ul>
24	15	(2) データの自動アーカイブ化	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記同様、帳票の保存先は、クラウドストレージなどデータベースサーバー以外の選択肢も考えられます。</li> <li>「データベースサーバー等もしくはクラウド上のストレージから自動的にアーカイブサーバに受け入れる仕組みを構築すること」でいかがでしょうか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のとおり修正します。 修正後：保存先のデータベースサーバ等もしくはクラウド上のストレージから自動的にアーカイブサーバに受け入れる仕組みを構築すること。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
25	18	IIIの1の(5)	UI 要件について、「牛マルキン管理システム及び牛マルキン・子牛申請システムの画面デザインに統一すること」とのことから、設計資料を提供して頂きたい。	UIについての記載がないため。	・公告期間中に閲覧可能です。
26	18	IIIの1の(7)	連携するシステムの現在の処理速度に影響を与えないものとする、とあるが具体的な数値を示してほしい。	現在の処理速度の基準値が明記されていないため。	・おおよそ3秒～十数秒の間で処理結果が表示される程度。登録データの全出力等の大量出力の場合であっても数分のうちに処理される程度を想定しています。
27	19	(11) ログの取得・管理分析・運用監視	(1行目) 「子牛システムのログ情報を取得し、分析できるよう管理すること」は、保守業務と混合してしまう恐れがあるため、「子牛システムのログ情報を取得し、分析できるように保管できるようにすること」でいかがでしょうか？		・以下のとおり修正します。 修正後：子牛システムのログ情報を取得し、分析できるよう保管できること。
28	21	IIIの1の(15)	現在使用しているソフトウェアをご教示願いたい。また現在使われていないが、より効率の高いソフトウェアがある場合は利用可能かどうか。	現行使用しているソフトウェア一覧の記載がないため。また、より効率的な開発、UIが見込めることがあるため。	・公告期間中に閲覧可能です。

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
29	22	IIIの2の(1)	既に先行して構築済みのAWS概要図、基盤設計書、ネットワーク設計書、各サーバ設計書などを提供して頂きたい。	構築済AWS環境についての記載がないため。	・公告期間中に閲覧可能です。
30	22	IIIの2の(1)のイ	システム障害で冗長構成の片側のみの運用となった場合であっても、冗長化時と同等の性能を担保する、ということは縮退運転は許されないということか。	関連するリソース等が平常時でも2倍以上の準備が必要であり、コスト高になることが予想されるため。	・システム障害時の代替系統が平常時と同等の性能を有しない場合、処理能力の超過等の二次障害を引き起こす可能性があるため、どちらかの系統が停止した場合でも縮退運転が無いよう設計してください。
31	22	IIIの2の(2)のアの(ウ)	既に開発済みである牛マルキン・子牛申請システムと並行稼働を想定していると思われるが、P6の「参考 関連システム開発遷移」のフェーズ1、2、3のネットワーク構成、データ連携を明示してほしい。	各フェーズ毎のシステム運用方法、作業項目、関連するリソースの組み合わせが不明確のため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛マルキン・子牛申請システムは、令和8年度にリリース予定です。牛マルキンアドインシステムは、牛マルキン申請システムに置き換えます。</li> <li>・子牛申請システムの機能は、子牛管理システムと統合をすることから子牛管理システム完成までリリースはしません。そのため、子牛申請システムと子牛管理システムとの並行稼働期間は発生しません。</li> <li>・本委託業務の完了前後のネットワーク構成図は、別添10のネットワーク構</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
					成図（子牛システム構築前・後）をご参照ください。
32	25	IIIの2の(2)の クの（オ）の ①	1行目の「～出納管理でき任意 ～」の「き」が不要だと思われま す。	誤字の可能性があるた め。	・誤植です。以下のとおり修正します。 修正後：出納管理ができ任意の～
33	32	IIIの3の (2)のエ	子牛システムは牛マルキン・子牛 申請システムとの並行稼働テスト は必要か。	子牛システムは申請シス テムの機能を組み込み一 体化するため不要かと思 われるため。	・子牛申請システムの機能は子牛管理シ ステムと統合するため、子牛申請シ ステムと子牛管理システムとの並行 稼働テストは不要です。 ・ただし、同一ネットワーク内にある牛 マルキン申請システム、牛マルキン 管理システム、新牛トレサDB等と は、データ連携及び動作影響等の確 認のため本番リリースの前に並行稼 働テストは実施してください。 ・並行稼働テストの期間等の要件は、 III. 3. (2)をご参照ください。

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
34	33	IVの1の納品物一覧の9	納品物一覧に移行計画書と移行手順書があるが、具体的な移行日程と稼働環境（新旧どのサーバと連携するか）及び並行稼働の記載が必要ではないか。	移行計画書と移行手順書を作成するためには、具体的な移行日程と作業工程の情報が必要となるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧システムの移行日程、並行稼働時期等は機構からは示しません。</li> <li>・I. 3に記載のシステム構築及び稼働確認期限である令和10年3月31日までにシステムを構築し利用者への研修会を経て、履行期限である令和10年12月28日までに子牛管理システムの本番稼働を完了できるよう提案してください。</li> <li>・並行稼働テストの期間等の要件は、III. 3. (2) をご参照ください。</li> </ul>
35	39	VIの1の(2)	令和7・8・9年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」又は、令和7・8・9年度全省庁統一資格における役務の提供等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」に登録されている者であって、いずれもA以上に格付けされた者であること。	弊社が入札に参加できなくなるため。	・過去に実施された同等の調達案件の契約実績額から本委託業務の予定価格が3,000万円を超過する見込みであることから、省庁統一資格の「資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲」を参考に3,000万円以上のA等級に設定しました。

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
			⇒B 以上に格付けされた者であることに変更をお願いいたします。		
36	39	VI の 1	共同事業体での入札参加は可能でしょうか？	パートナー企業と共同の提案を実施する必要があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同事業体での入札参加は出来ません。</li> </ul>
37	58	(6) のア、イ	県外移動牛の按分手数料の仕様を明記してほしい。	按分手数料の説明がないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外移動牛の個体確認の費用は移動前後の県で協議して按分することとしています。そのため、連携するペアごとに按分された手数料（1頭当たりの単価）を設定できる仕組みを構築してください。 例：鹿児島県→宮崎県への移動 鹿児島県 250 円、宮崎県 250 円</li> <li>設定方法等は、提案してください。</li> </ul>
38		別添 6	2. 都道府県コードについては、農政局コードは廃止ということで良いか。	総務省発行の「統計に用いる標準地域コード」に準拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行システムで利用している農政局コードは廃止します。</li> <li>データ移行の際に総務省の全国地方公共団体コードに置き換えて移行してください。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
39		別添 6	19. 母牛種別については、現行牛トレサシステムには無いが新牛トレサシステムでは追加されているのかどうか。	確認のため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新牛トレサ DB にも母牛の種別情報は有していないことから、個体登録時に入力（任意項目）することを想定しています。</li> </ul>
40		別添 10	「G ビズ ID 認証サービス」とアプリケーション側とのインターフェース仕様の提示願いたい。	「G ビズ ID 認証サービス」とアプリケーション側とのインターフェース仕様の明記がないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告時の資料閲覧の際に牛マルキン・子牛申請システムの設計書等を参考してください。</li> <li>G ビズ側の仕様等については、デジタル庁の HP をご覧ください。</li> </ul>
41		別添 10	「アイデンティティ認証」の詳細仕様の記載を提示願たい。	「アイデンティティ認証」の説明がないため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証に係る詳細な仕様はセキュリティ対策に係る内容となりますので仕様書への記載は控えさせていただきます。</li> <li>入札公告時の資料閲覧の際に牛マルキン・子牛申請システムの設計書等でご確認ください。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
42		別添 10	P 6 の「参考 関連システムの開発遷移」の各フェーズ毎のネットワーク構成図を提示願いたい。	完了後のイメージが無いため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 ページの表にあるフェーズ 1 が別添 10 のネットワーク構成図（子牛システム構築前）となります。</li> <li>同表にある完了後のネットワーク構成図が別添 10 のネットワーク構成図（子牛システム構築後）となります。</li> <li>同表のフェーズ 2 については、子牛管理システムの開発進捗及び今後調達予定の牛マルキン管理システムの AWS 移行業務の進捗次第で変わりますので省略します。</li> </ul>
43		評価項目一覧 5	情報処理安全確保支援士については、それと同等スキルとなる情報処理技術者（情報セキュリティスペシャリスト）も有資格者として認めてほしい。		<ul style="list-style-type: none"> <li>IPA の HP において、情報処理技術者（情報セキュリティスペシャリスト）の後継が情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）となっておりますので、同等の資格として扱います。</li> </ul>

No.	頁	項目番号	質問等	理由	回答
44		全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発における AWS に係る費用について AWS アカウントは機構様所有のものから発行されるとのことから、開発における AWS 費用も機構様負担で問題ないか。</li> <li>受託者負担の場合の請求方法はどうなりますか？（22 ページ 2-(1)-ウの、AWS 保守サポート費用についても同様。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>機構から開発用アカウントを配付します。開発用アカウントの利用環境に係る通信費等は機構が負担します。</li> <li>なお、受託業者が開発用に別途契約する AWS 保守サポート費用及び別途契約した AWS 環境で発生する経費は、全て受託業者負担となります。</li> <li>AWS 保守サポートの料金は、請求内容等を確認のうえ、機構が別途契約している AWS 総括保守業務の契約業者から受託業者あてに請求します。</li> </ul>